

特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部を改正する件新旧対照条文

特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）</p> <p>第三条 規則第二十条第四号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 特定飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について一週間に一回以上点検を行うこと。</p> <p>ロ 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあつては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、一日一回以上点検を行うこと。</p> <p>ハ イ及びロに規定する点検の結果において、異常を認めるときは、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。</p> <p>ニ 水槽型施設等の設置に当たつては、当該施設の開口部が閉じた状態であつても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。</p> <p>三 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関</p>	<p>（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）</p> <p>第三条 規則第二十条第四号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関</p>

する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）第一条  
第三号に規定する移動用施設への収容、獣医師が治療のために必  
要があるとして診断書により認めた行為その他の目的で一時的に  
特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場  
合であつて、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りで  
ない

イ・ロ（略）

三・四（略）

五| みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生  
じるおそれがある特定動物について、その繁殖を制限するため、  
雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術その他の適切な措置  
を講じること。

する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）第一条  
第三号に規定する移動用施設への収容その他の目的で一時的に特  
定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合  
であつて、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでな  
い。

イ・ロ（略）

二・三（略）

四| みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生  
じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切  
な措置を講じること。